「親鸞聖人からのお手紙」
～御消息に訊く～

夏期講習　副講　向井孝夫

２０２４年７月４日(木)～７日(日)

一、ご挨拶

○眠い時間・・・古今亭志ん生の高座

・藤井専一さん　と　世羅田定雄さんのこと

①近松殿・・・・伝統、日々の暮らしへの根付き

「皆人のまことの信は更になし

ものしりがほの風情にてこそ」

『蓮如上人御一代聞書」

（東二１０３８、東一８６６、島３０／１０・５９）

近松誉(ただし)(メモあり)

②御消息を取り上げるきっかけ・・・ご縁と気づき

③「・・に聞く　」と「を聞く」

「夜晃先生のお言葉(全集第十六巻・聖光」第十巻)

「『末燈鈔』や、ご消息集は、聖人のお弟子に送られたお手紙等を集められたものであります。それを拝読しますと、その最初から、

「一。何事よりは如来の御本願の弘ませ給ひて候ふ事かへすがへすめでたくうれしく候」とみ法のことが書き出されてあります。時効の挨拶もなく、美辞麗句もなく、念の入った分で「六月一日の御文くはしく見候ひぬ」とか「一。護念坊の便に教忍御坊より銭二百文御志の物賜りて候。」とある位で、直ちに法門のことが説かれてあります。

お互の言葉が如何に、美しくして粗末なものであるか、無意味なものであるか、諂いの多いものであるか、お恥しいことであります。

美しい文句はなく、諂いもないかはりに、一字一句如来のみ心に根ざしたものでありますが故に一本のご消息すら、直ちに御聖教であり、聖典であります。一人のお弟子が賜ったものでなくして萬人が賜ったもの

であります。七百年の昔がそのまま、今日の私に下ったものであります。

あまりに手紙の書き方の多い人は、この意を受取って考ふべきであります。

聖人のお手紙を私が頂いたものとして喜べるか否か。」

二、自己紹介は、自己消化？

①三度、死にかける、うつ病・「悪」との出遇い

「行巻」東二171・13、東一159・13

島地12/8・L5下

②「親鸞一人がためなり」『歎異抄』後序

（東二783東一640、島地23/13L5）

③浄土真宗との出遇い

「常満寺」山口県上関町　・・海に沈む真っ赤な夕陽

→『正信偈』真宗大谷派難波別院(南御堂)

古田和弘先生/真宗学院「真宗光明団」

「真宗光明団」→「春の講習会」夜食/竹重さん・山地さんに作法や読経を教えていただく、三経くり読み。

三、資料

①元号一覧表・・今に繋がる

②50音元号索引

③十干・干支・六〇干支

④親鸞聖人年表・世間の真っ只中に生きながらも仏法の大海の中に生きた人

⑤御消息分類と島地聖典との対照

四、取り上げるご消息

（真宗聖典・東本願寺出版第二版を元に）

①　御消息集(善性本)一

イ、ロ(慶信の宗祖あて)

東二713～714、東一583～585、

『末燈鈔』一四、島地21/11(十四)

ハ(宗祖返書)東二715、東一585

『末燈鈔』一五は御消息集(広本)一五と善性本一のハ

島地だと21/13(一五)にあたる

ニ、(蓮位添状)東二716～719、

東一585～5　88、島地　ナシ

②『末燈鈔』六「なによりも、こぞことし・・」
東二738～739、東一603、島地21/6(六)

③-A『恵信尼消息』東二757、東一619、
島地ナシ
『口伝鈔』一一東二808～809、東一662
～663 島地25/12(一一)

③—B（パンフ）
AARJapan 認定NPO法人「難民を助ける会」
難民1億840万人(2022末)
『歎異抄』第四条 東二769、東一628、
島地23/二(四)

① 御消息集(善性本) 一

(一)の㋑(慶信の宗祖宛消息)

畏まりて申し候う。

『〔大無量寿〕経』に「信心歓嘉〔喜〕」と候う。〔『華厳経』を引きて『浄土〕和讃』にも、「信心よろこぶ其の人を 如来とひとしと説きたまう 大信心は仏性なり 仏性即ち如来なり」と仰せられて候うに、専修の人の中に、ある人、心得ちがえて候うやらん、「信心よろこぶ人を如来とひとしと同行達ののたまうは自力なり。真言にかたよりたり」と申し候うなる。人のうえを知るべきに候わねども申し候う。

また、「真実信心うる人は 即ち定聚のかずの〔に〕入る 不退の位に入りぬれば 必ず滅度をさとらしむ」(浄土和讃)と候う。「滅度をさとらしむ」と候うは此の度、此の身の終り候わん時、真実信心の行者の心、報土にいたり候いなば、寿命無量を体として、光明無量の徳用はなれたまわざれば、如来の心光に一味なり。此の故「大信心は仏性なり、仏性は即ち如来なり」(涅槃経)と仰せられて候うやらん。

是れは、十一、二、三の御誓と心得られ候う。罪悪の我等がためにおこしたまえる大悲の御誓の、目出たく、あわれにましますうれしさ、こころもおよばれず、ことばもたえて申しつくしがたき事かぎりなく候う。無始広〔曠〕劫自リ以来、過去遠々に、恒沙の諸仏の

出世の所にて、自力〔大〕菩提心おこすといえども、さとり〔自力〕かなわず、二尊の御方便にもよおされまいらせて、雑行雑修・自力疑心のおもいなし。無碍光如来の摂取不捨の御あわれみの故に、疑心なくよろこびまいらせて、一念するに〔までの〕往生定まりて、誓願不思議と心得候いなんには、聞キ見候う〔候う〕に、あかぬ浄土の御〔聖〕教も、知識にあいまいらせんとおもわんことも、摂取不捨も、信も、念仏も、人のためとおぼえられ候う。

今、師主の〔御〕教によりて〔えのゆえ〕、心をぬきて御こころむきをうかがい候うによりて、願意をさとり、直道をもとめえて、正しき真実報土にいたり候わんこと、此の度、一念にとげ候いぬる〔聞名にいたるまで〕うれしさ御恩のいたり、其の上『弥陀経義集』におろおろ明らかにおぼえられ候う。

然るに、世間のそうそうにまぎれて、一時、若しは二時・三時、おこたるといえども、昼夜にわすれず、御あわれみをよろこぶ業力ばかりにて、行住座臥に時・所の不浄をもきらわず、一向に金剛の信心ばかりにて、仏恩のふかさ、師主の御とく〔恩徳〕のうれしさ、報謝のために、ただ、みなをとなうるばかりにて、日の所作とせず。此の様、ひがざまにか候うらん。一期の大事、ただ是れにすぎたるはなし。然るべくは、よくよくこまかに仰せを蒙り候わんとて、わずかにおもうばかりを記して申し上げ候う。

さては、京に久しく候いしに、そうそうにのみ候いて、こころしずかにおぼえず候いし事のなげかれ候いて、わざといかにしても、まかりのぼりて、こころしずかに、せめては五日、御所に候わばやとねがい候うなり。あ〔噫〕、こうまで申し候うも御恩のちからなり。

進上、聖人の御所へ　蓮位御房申させ給え。

十月十日　　慶信上（慶信花押）

（一）の㋺（慶信追伸）

追って申し上げ候う。

念仏申し候う人々の中に、南無阿弥陀仏ととなえ候うひまには、無碍光如来ととなえまいらせ候う人も候う。これをききて、ある人の申し候うなる、「南無阿弥陀仏ととなえてのうえに、きみょう尽十方無碍光如来

と、となえまいらせ候うことは、おそれある事にてこそあれ。いまめがわしく」と申し候うなる、このよういかが候うべき。

（一）の㈥（宗祖返書）

「南無阿弥陀仏をとなえてのうえに無碍光仏と申さんは、あしき事なり」と候うなるこそ、きわまれる御ひがごととき こえ候え。帰命は南無なり。無碍光仏は光明なり、智慧なり。この智慧はすなわち阿弥陀仏。阿弥陀仏の御かたちをしらせ給わねば、その御かたちを、たしかにたしかにしらせまいらせんとて、世親菩薩、御ちからをつくしてあらわし給えるなり。このほかのことは、しょうしょうもじをなおして、まいらせ候う。

（一）の㈢（蓮位添状）

一　この御ふみのよう、くわしくもうしあげて候う。

「すべて、この御ふみのよう、たがわず候う」と、仰せ候うなり。ただし、「一念するに往生さだまりて、誓願不思議とこころえ候う」と、おおせ候うをぞ、「よきようには候えども、一念にとどまるところ、あしく候う」とて、御ふみのそばに、御自筆をもって、あしく候うよしを、いれさせおわしまして候う。蓮位に、「かくいれよ」と、おおせをかぶりて候えども、御自筆は、つよき証拠におぼしめされ候いぬと、おぼえ候うあいだ、おりふし、御がいびょうにて御わずらいにわたらせたまい候えども、もうして候うなり。

また、のぼりて候いし人々、「くにに論じもうす」とて、あるいは、「「弥勒とひとし」ともうし候う人々候う」よしを、もうし候いしかば、しるしおおせられて候うふみの候う。しるしてまいらせ候うなり。御覧あるべく候う。

また、「弥勒とひとし」と候うは、弥勒は等覚の分なり。これは因位の分なり。これは十四・十五の月の円満したまうが、すでに八日・九日の、月のいまだ円満したまわぬほどをもうし候うなり。これは自力修行のようなり。われらは信心決定の凡夫、くらい、正定聚のくらいなり。これは因位なり。これ等覚の分なり。かれは自力なり、これは他力なり。自他のかわりこそ候えども、因位のくらいはひとしというなり。

また弥勒の妙覚のさとりはおそく、われらが滅度にいたることはとく候わんずるなり。かれは五十六億七千万歳のあかつきを期し、これはちくまくをへだつるほどなり。かれは漸頓のなかの頓、これは頓のなかの頓なり。

滅度というは妙覚なり。曇鸞の『註』(論註)にいわく、「樹あり、好堅樹という。この木、地のそこに百年わだかまりいて、おうるとき、一日に百丈おい候う」なるぞ。この木、地のそこに百年候うは、われらが娑婆世界に候いて、正定聚のくらいに住する分なり。一日に百丈おい候うなるは、滅度にいたる分なり。これにたとえて候うなり。これは他力のようなり。松の生長するは、としごとに寸をすぎず。これはおそし。自力修行のようなり。また、「如来とひとし」(華厳経)というは、煩悩成就の凡夫、仏の心光にてらされまいらせて、信心歓喜す。信心歓喜するゆえに、正定聚のかずに住す。

信心というは、智なり。この智は他力の光明に摂取せられまいらせぬるゆえに、うるところの智なり。仏の光明も智なり。かるがゆえに、おなじというなり。おなじというは、信心をひとしというなり。歓喜地というは、信心を歓喜するなり。わが信心を歓喜するゆえに、おなじというなり。くわしく御自筆にしるされて候うを、かきうつしてまいらせ候う。

また、南無阿弥陀仏ともうし、また無碍光如来とともなえ候う御不審も、くわしく自筆に、御消息のそばにあそばして候うなり。かるがゆえにそれよりの御ふみをまいらせ候う。あるいは阿弥陀といい、あるいは無碍光ともうし、御名ことなりといえども、心は一なり。阿弥陀というは、梵語なり。これには無量寿ともいう、無碍光とももうし候う。梵漢ことなりといえども、心おなじく候うなり。

そもそも、覚信坊の事、ことにあわれにおぼえ、またとうとくもおぼえ候う。そのゆえは、信心たがわずしておわられて候う。またたびたび、信心ぞんじのよう、いかようにかと、たびたびもうし候いしかば、「当時までは、たがうべくも候わず。いよいよ信心のようはつよくぞんずる」よし候いき。のぼり候いしに、くにをたちて

ひといちともうししとき、やみいだして候いしかども、同行たちはかえれなんどもうし候いしかども、「死するほどのことならば、かえるとも死し、とどまるとも死し候わんず。また、やまいはやみ候わば、かえるともやみ、とどまるともやみ候わんず。おなじくは、みもとにてこそおわり候わばおわり候わめとぞんじて、まいりて候うなり」と、御ものがたり候いしなり。この御信心、まことにめでたくおぼえ候う。善導和尚の『釈』(散善義)の「二河の譬喩」におもいあわせられて、よにめでたくぞんじ、うらやましく候うなり。

おわりのとき、「南無阿弥陀仏、南無無碍光如来、南無不可思議光如来」と、となえられて、てをくみてしずかにおわられて候いしなり。また、おくれさきだつためしは、あわれになげかしくおぼしめされ候うとも、さきだちて滅度にいたり候いぬれば、かならず最初引接のちかいをおこして、結縁・眷属・萌友をみちびくことにて候うなれば、しかるべくおなじ法文の門にいりて候えば、蓮位もたのもしくおぼえ候う。また、おやとなり、ことなるも、先世のちぎりともうし候えば、たのもしくおぼしめさるべく候うなり。

このあわれさ、とうとさ、もうしつくしがたく候えば、とどめ候いぬ。いかにしてか、みずからこのことをもうし候うべきや。くわしくは、なおなおもうし候うべく候う。

このふみのようを、御まえにて、あしくもや候うとて、よみあげて候えば、「これにすぐべくも候わず。めでたく候う」と、おおせをかぶりて候うなり。ことに、覚信坊のところに、御なみだをながさせたまいて候うなり。よにあわれにおもわせたまいて候うなり。

十月二十九日

慶信御坊へ　　蓮位

慶信きょうしん　「親鸞門弟交名帖」に「慶信　下野高田住とある」覚信の子息

蓮位れんい(-1278)　常陸国(茨城県)下妻の人　親鸞の晩年に京都で側近として仕えた。

覚信坊かくしん　「親鸞門弟交名帖」に「覚信　下野高田住とある」　太郎入道と号した、慶信の父

②『末燈鈔』六

（六）なによりも、こぞことし、老少男女、おおくのひとびとの、しにあいて候うらんことこそ、あわれにそうらえ。ただし、生死無常のことわり、くわしく如来のときおかせおわしましてそうろううえは、おどろきおぼしめすべからずそうろう。

まず、善信が身には、臨終の善悪をばもうさず。信心決定のひとは、うたがいなければ、正定聚に住することにて候うなり。さればこそ、愚痴無智のひともおわりもめでたく候え。如来の御はからいにて往生するよし、ひとびともうされ候いける、すこしもたがわず候うなり。としごろ、おのおのにもうし候いしこと、たがわずこそ候え。かまえて、学生沙汰せさせたまい候わで、往生をとげさせたまい候うべし。

故法然聖人は、「浄土宗のひとは愚者になりて往生す」と候いしことを、たしかにうけたまわり候いしうえに、ものもおぼえぬあさましき人々のまいりたるを御覧じては、「往生必定すべし」とて、えませたまいしを、みまいらせ候いき。

ふみざたして、さかさかしきひとのまいりたるをば、「往生はいかがあらんずらん」と、たしかにうけたまわりき。いまにいたるまで、おもいあわせられ候うなり。ひとびとにすかされさせたまわで、御信心たじろかせたまわずして、おのおの御往生候うべきなり。

ただし、ひとにすかされたまい候わずとも、信心のさだまらぬひとは、正定聚に住したまわずして、うかれたまいたるひとなり。乗信房にかようにもうしそうろうようを、ひとびとにもうされ候うべし。あなかしこ、あなかしこ。

文応元年十一月十三日　　善信　八十八歳

乗信御房

この御消息の正本は、坂東下野国おおうちの庄高田に、これあるなりと云々

乗信　「親鸞門弟交名帖」に乗信　常陸奥郡住とある

これは日付の残される中で最晩年のものである。
親鸞聖人　八十八歳
（参考）
『一枚起請文』（東二1153、東一962、
島地36/2）
源空述
もろこし、我がちょうに、もろもろの智者達の、さたし申さるる観念の念にも非ず。又、学文をして念の心を悟りて申す念仏にも非ず。ただ、往生極楽のためには、南無阿弥陀仏と申して疑なく往生するぞと思いとりて申す外には、別の子さい候わず。但し、三心・四修と申す事の候うは、皆、決定して南無阿弥陀仏にて往生するぞと思う内に籠り候うなり。此の外におくふかき事を存ぜば、二尊のあわれみにはずれ、本願にもれ候うべし。
念仏を信ぜん人は、たとい一代の法を能く能く学すとも、一文不知の愚どんの身になして、尼入道の無ちのともがらに同じくして、ちしゃのふるまいをせずして、只一こうに念仏すべし。
証の為に両手を以て印す。
浄土宗の安心・起行、此の一紙に至極せり。源空が所存、此の外に全く別義を存ぜず。滅後の邪義をふせがんが為に、所存を記し畢りぬ。
（1212）
建暦二年正月二十三日　源空(花押)

『一枚起請文』
臨終の床にあった法然上人が源智に与えたもの、一月二五日に還浄
源智(勢観坊源智) 1183～1238 法然が亡くなるまで18年間常随した。
三心さんじん『観無量寿経』の三心、至誠心・深心・回向発願心
（参考）
『教行信証』化土巻・本　東二388、東一332～333、島地12/166
良に知りぬ、此れ乃し此の『経』(同)に顕彰隠密の義有ることを。//経の三心、将に一異を談ぜんとす。善く思量すべきなり。『大経』・『観経』、顕の義に依れば異なり、彰の義に依れば一なり。知るべし。

四修ししゅ　浄土教における行の四つ
恭敬修くぎょうしゅ　無余修むよしゅ　無間修むけんしゅ　長時修ちょうじしゅ

③-A『恵信尼消息』

（五）善信の御房、寛喜三年四月十四日午の時ばかりより、風邪心地すこしおぼえて、その夕さりより臥して、大事におわしますに、腰・膝をも打たせず、天性、看病人をも寄せず、ただ音もせずして臥しておわしませば、御身をさぐれば、あたたかなる事、火のごとし。頭のうたせ給う事もなのめならず。さて、臥して四日と申すあか月、苦しきに、「今はさてあらん」と仰せらるれば、「何事ぞ、戯言とかや申す事か」と申せば、「戯言にてもなし。臥して二日と申す日より、『大経』を読む事、ひまもなし。たまたま目をふさげば、経の文字の一字も残らず、きららかに、つぶさに見ゆる也。

さて、これこそ心得ぬ事なれ。念仏の信心より外には、何事か心にかかるべきと思いて、よくよく案じてみれば、この十七、八年がそのかみ、げにげにしく『三部経』を千部読みて、衆生利益のためにとて、読みはじめてありしを、これは何事ぞ、「自信教人信、難中転更難」

(往生礼讃)とて、みずから信じ、人をおしえて信ぜしむる事、まことの仏恩を報いたてまつるものと信じながら、名号の外には、何事の不足にて、必ず経を読まんとするやと思いかえして、読まざりしことの、さればなおも少し残るところのありけるや。

人の執心、自力の心は、よくよく思慮あるべしと思いなして後は、経読むことは止まりぬ。さて、臥して四日と申すあか月、今はさてあらんとは申す也」と仰せられて、やがて汗垂りて、よくならせ給いて候いし也。

『三部経』、げにげにしく千部読まんと候いし事は、信蓮房の四の歳、武蔵の国やらん、上野の国やらん、佐貫と申す所にて、読みはじめて、四、五日ばかりありて、思いかえして読ませ給わで、常陸へはおわしまして候いしなり。信蓮房は未の年三月三日の昼、生まれて候いしかば、今年は五十三やらんとぞおぼえ候う。

弘長三年二月十日　　恵信

(六)　(わかさ殿申させ給え　　えしん)

御文の中に、先年に、寛喜三年の四月四日より病ませ給いて候いし時の事、書き記して、文の中に入れて候うに、その時の日記には、四月の十一日のあか月、「経読む事は、今はさてあらん」と仰せ候いしは、やがて四月の十一日のあか月としるして候いけるに候う。それを数え候うには八日に当たり候いけるに候う。四月の四日よりは八日に当たり候う也。

(参照)

『口伝鈔』

「本願寺の鸞聖人、如信上人に対しましまして、おりおり　の御物語の条々。」

元徳三年(元弘一・1331年)本願寺三代・覚如の口述を門弟乗専が筆記したもの、全二一ヶ条。親鸞聖人が如信に語った他力真宗の肝要を顕彰する。法然・親鸞・如信の法統血脈を明らかにする。

一一条

「鸞聖人、東国に御経回のとき、御風気とて三日三夜、ひきかずきて、水漿不通しましますことありき。つねのときのごとく、御腰膝をうたせらるることもなし。御煎物などいうこともなし。御看病の人をちかくよせらるる事もなし。三箇日と申すとき、「噫、いまはさてあらん」とおおせごとありて、御起居御平復、もとのごとし。

そのとき恵信の御房（男女六人の君達の御母儀）たずねもうされていわく、「御風気とて両三日御寝のところに、いまはさてあらんと、おおせごとあること、なにごとぞや」と。聖人しめしましましてのたまわく、「われこの三箇年のあいだ、浄土の三部経をよむ事、おこたらず。おなじくは、千部よまばやとおもいて、これをはじむるところに、またおもうよう、「自信教人信　難中転更難」（往生礼讃）とみえたれば、みずからも信じ、ひとをおしえても信ぜしむるほかは、なにのつとめかあらんに、この三部経の部数をつむこと、われながらこころえられずと、おもいなりて、このことをよくよく案じさだめん料に、そのあいだはひきかずきてふしぬ。つねのやまいにあらざるほどに、いまはさてあらんと、いいつるなり」とおおせごとありき。

わたくしにいわく、つらつらこの事を案ずるに、ひとの夢想のつげのごとく、観音の垂迹として、一向専念の一義を御弘通あること掲焉なり。」

この恵信尼消息の内容は後に「寛喜の内省」と呼ばれる。ここで親鸞聖人の出家の時・上野国佐貫での三部経千部読誦の中止の時・寛喜の病臥の夢の時を振り返ってみたい。

（1）出家時　養和元年（1181）9歳「養和の大飢饉」

『方丈記』鴨長明（1155～1216）平安末

「築地のつら，道のほとりに，飢ゑ死ぬるもののたぐひ，数も知らず。取り捨つるわざも知らねば，くさき

香世界に満ち満ちて，変わりゆくかたち有様，目もあてられぬ事多かり。」

養和の大飢饉の頃、仁和寺(にんなじ)の隆暁(りゅうぎょう)法印(法印)という高僧が、死者を憐れみ死体をみつけては、額に“阿”の字を書き記した。“阿”の文字は梵語の中でもっとも重要な文字で、この文字を書き記し成仏を祈った。１１８２年４月・５月、“阿”の文字を記された死者の頭の数は４２、３００あまりであった。

(2)佐貫　建保二年(１２１４)４２歳　三部経読誦

「旱魃」

５月２８日　鎌倉の鶴岡八幡宮にて雨乞い　６月３日　諸国日照り　鎌倉にて将軍　源実朝雨乞いのため『法華経』を読誦　６月５日　京都で雨乞い祈祷　６月１０日　幕府領の年貢減免の措置（『大日本資料』）

(3)寛喜三年(１２３１)四月　５９歳

「寛喜の大飢饉」

１２３０年６月９日　美濃、信濃、武蔵で降雪「二寸ばかり」「平地三尺余り」「六月の冷気いまだ見聞せず」「冷気、秋の如し」　藤原定家は寒さの余り綿入を出す　７月１６日、全国で霜が降りる「この両月の寒、冬のごとし」「日本中、冬のごとき大寒」８月８日、９月８日大風雨と洪水・京都８月２７日「朝霜雪のごとし」　９月１６日から連日霜が降りる→全国を冷害が襲う、諸国損亡

１１月下旬より一転して暖かく、桜が咲き、筍や麦が芽を出す、１２月に蝉が鳴く地域も。かと思えば寒天に戻る恐ろしい異常気象が続く。」

１２３１年２月　疫病が蔓延、４月京都・鎌倉「餓死の死人、道路に充満す」、鎌倉幕府「人身売買」(百姓身分)を許可

『歎異抄』第四条

一慈悲に聖道・浄土のかわりめあり。聖道の慈悲というは、ものをあわれみ、かなしみ、はぐくむなり。しかれども、おもうがごとくたすけとぐること、きわめてありがたし。浄土の慈悲というは、念仏し

て、いそぎ仏になりて、大慈大悲心をもって、おもうがごとく衆生を利益するをいうべきなり。今生に、いかに、いとおし不便とおもうとも、存知のごとくたすけがたければ、この慈悲始終なし。しかれば、念仏もうすのみぞ、すえとおりたる大慈悲心にてそうろうべきと云々

《考察》　『恵信尼消息』五と『歎異抄』第四条

「風邪心地(かざここち)すこしおぼえて・・」

(定義)風邪」の語源は中国医学にある。中医における風の邪気、すなわち「風邪」（ふうじゃ）によって引き起こされる、発熱や寒気などの症状をきたす病気の概念

「風」風の字は多様な訓義を持つが、古代風神の観念から解することができる。風はもと方神の使役する鳥形の使者であった。風邪のごときも、この神によってもたらされる神聖病であり、自然と人間の生活との媒介者であった。(「字統」776～777より)

これは、単にかぜを引いたわけではない。

(「思想の病です」。「若き日の親鸞」2004年　親鸞教学会・平雅行)とありますが、どうしようもない目の前の現実の只中で、念仏一つの救いを固く信じながらも、浄土の慈悲と聖道の慈悲の間で、同時代を生きる一人として、揺れ動くこころと深く対話し続けた一個の生身の人間として、血を吐くような言葉が「今はさてあらん」と「念仏もうすのみぞ、すえとおりたる大慈悲心にてそうろうべきと云々」というお言葉と思います。

(現代とのつながり)

→AARJapanの紹介(参考パンフ)

認定NPO法人「難民を助ける会」難民1億840万人(2022末)

『歎異抄』第四条　東二769、東一628、島地23/二(四)